

## 資料7 委員意見等の概要

### 1 動物取扱業に関する基準等関係

#### (1) 全般

全国一律に混乱なく運用できるよう、できるだけ具体性を持たせる等の配慮が必要

基準は必要最小限の内容とすべき。また、既存の業者がかなりのコストをかけないと事業を継続できないようなものは非現実的

#### (2) 幼齢個体の販売

幼齢個体の販売については、それを求める「買う側」の意識改革が必要  
手乗り文鳥など、ある程度幼齢でないと商品価値のなくなる動物がいることについても配慮すべき

犬及びねこの幼齢個体の販売については、「8週齢」などの具体的な基準を設けることについて検討すべき

犬及びねこの幼齢個体の販売については、「45日齢程度」を基準とすることが現実的

犬及びねこの幼齢個体の販売制限については、時間をかけて段階的に行うべき

#### (3) 販売時の説明

販売に当たって、どのくらいの大きさになるのかとか何を食べるのかといったことについての説明は重要。特に爬虫類については徹底させるべき

#### (4) 動物取扱責任者

動物取扱責任者の能力要件等の評価に当たっては、民間資格等も積極的に活用すべき

動物取扱責任者研修の研修内容には、販売時の説明方法等を含めた項目も必要  
動物取扱責任者研修には、民間によって行われている研修等の活用も検討すべき

#### (5) 輸送

不適切な輸送方法を行っている業者が一部にある。これの適正化が図られるような基準が必要

## ( 6 ) その他

「業の実施に必要な権原の所持」に関する基準については、慎重な検討が必要。  
また、運用する自治体にとって負担が少ない形で行うべき  
無登録（無届出）で行っているブリーダーを排除できるような仕組みを考えるべき  
親の許可がないと子供が買えないような措置についても検討すべき

## 参考 < ヒアリングにおける関係団体意見等の概要 >

### ( 1 ) 全般

基準は必要最小限の内容とすべき。また、現在の事業活動が過度に制限されたり、経済的負担が増すことのないように配慮すべき  
業界全体のレベルアップが図られるような内容の基準にすべき

### ( 2 ) 幼齢個体の販売

幼齢動物販売に対する月齢制限を設けるべき  
犬及びねこの幼齢個体の販売については、現在の流通実態を踏まえて設定すべき  
犬及びねこの幼齢個体の販売については、「8週齢」以上とすべき  
犬及びねこの幼齢個体の販売問題については、まずは、飼い主に対する社会化期の重要性等の普及啓発から行うべき  
犬及びねこの幼齢個体の販売制限については、現在の実態にかんがみ、自主規制から始めるべき  
犬及びねこの幼齢個体の販売制限については、時間をかけて段階的に行うべき  
幼齢動物の販売のための展示は、複数飼いを基本とすべき

### ( 3 ) 展示・販売方法

展示販売に当たっての終日展示の制限を行うべき  
動物販売に当たっての健康状態チェックの励行、ワクチン接種等の証明書の添付を義務づけるべき  
ケージ等には、動物の種類、生年月日、生産者の氏名等を記載させるべき  
販売動物のトレーサビリティ確保のための動物の仕入れ・販売情報の記録保管等を義務づけるべき

傷病動物の販売を禁止すべき

両生類、魚類、昆虫等に関しても、動物取扱業者の責任として、遺棄の禁止を顧客に伝えることを義務づけるべき

#### (4) 動物取扱責任者

動物取扱責任者の能力要件等の評価に当たっては、民間資格等も積極的に活用すべき

動物取扱責任者研修は、2時間程度の時間、内容とすべき

動物取扱責任者研修の回数は、1年に1回以上ではなく、必要に応じて数年に1回などと減らすことができるようにすべき

動物取扱責任者研修の内容が適切なものとなるようにすべき

動物取扱責任者研修に、筆記試験等を取り入れるべき

#### (5) 登録の取消し等

類似の他法令違反を登録拒否の要件とすべき

いたずらに動物を衰弱、死亡等させる等した業者については登録を取り消すことができるようにすべき

不適切な飼養により感染症を発生させた業者については登録を取り消すことができるようにすべき

#### (6) 登録標識

登録標識は全国共通の様式で統一すべき

#### (7) 飼養保管方法

清掃の実施状況に関する記録保管の義務付けは不要

必要に応じて、床に敷料又はマット等により動物が横臥できる環境が確保できるような規定を盛り込むべき

「傷病動物等の隔離」は必要に応じて行うことが適当

貸出し動物の酷使についても制限できるようにすべき

長期間にわたる狭いケージでの飼養を制限すべき

#### (8) その他

インターネット販売業者に対して、適切な指導ができるような基準にすべき

(生体を見ないで販売する等の販売方法、説明責任、輸送方法が問題)

移動販売業者に対しても、適切な指導ができるような基準にすべき

登録の申請書には、ワシントン条約対象種等についての該当の有無を記載させるべき

「業の実施に必要な権原の所持」に関する基準については、削除すべき  
乗馬業等の施設基準については、独立した基準を設けるべき

## 2 特定動物に関する基準等関係

### (1) 指定種

同定が難しい動物については、欧米でやっているように、属単位等で大きな網を被せる方法が現実的

### (2) 基準等

全国一律に混乱なく運用できるよう、できるだけ具体性を持たせる等の配慮が必要

マイクロチップ等による個体識別の強化が必要

特定外来生物である特定動物に関する情報については、申請者又は許可主体である国から、自治体に情報提供されるようにすべき

遺棄された特定動物の一時保管など、ペット病院において「診療」以外の目的で引き受ける場合についても適用除外されるようにすべき

逸走した場合の通報義務等についても基準等に盛り込むべき

ゾウなどの飼い主が容易に判明する動物については、マイクロチップの埋込みを義務化する必要はないのではないか

## 参考 <ヒアリングにおける関係団体意見等の概要>

### (1) 指定種

指定種は原案どおりで適当と思料

「愛護動物」と勘違い等がされるおそれがあることから、クモ属4科は削除すべき

特定外来生物に指定されている種は削除すべき

指定種の範囲は哺乳類、鳥類、爬虫類に限らないものとすべき

### (2) 基準等

全国一律に混乱なく運用できるよう、できるだけ具体性を持たせる等の配慮が必要

基準は必要最小限の内容とすべき。

特定外来生物である特定動物については、二重規制を避けるために適用除外措置を設けるべき

感染症法に基づき、許可を受けた飼養保管施設で飼養する場合には手続きを簡略化すべき

外来生物法等の他法令との関係に配慮すべき  
案にある「取扱者以外の者が接触しないようにする」等の基準は重要  
ケージ及びケージを設置する飼育室における2重の逸走防止措置が必要  
マイクロチップが使えない場合もあることから、入墨等の手段についても許容  
すべき  
マイクロチップの埋め込み部位の指定が必要  
マイクロチップ等による個体識別措置の義務付けが必要  
条例による上乘せ基準ができないように指導をすべき  
基準の運用に当たっては、動物愛護の観点も加味すべき  
施設の維持管理の権限を有している者が複数にわたる場合の申請方法について  
も整理をしておくべき

- 3 動物が自己の所有であることを明らかにするための措置要領関係  
個体識別は、動物の愛護及び管理の双方にとって重要なこと。積極的に推進すべき  
個体識別については、識別データの管理が全国的に行われることが重要

参考 <ヒアリングにおける関係団体意見等の概要>

個体識別措置は、最も有効かつ信頼性のあるマイクロチップを基本とすべき  
個体識別については、環境省の指導下における識別データの一元的管理が行われるべき

- 4 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準関係  
動物愛護管理の教育等は、幼児期から行うことが重要。子供たちが、命を大切にすること、人も動物も同じだということを学べるようにすべき  
炎天下で犬を散歩させているなど、常識がない飼い主が多い。普及啓発に力を入れるべき  
学校飼育動物については休日等の取扱いが問題。動物愛護推進員等の協力を得ながら、適切な管理が行われるようにすべき

参考 <ヒアリングにおける関係団体意見等の概要>

すべての飼育動物について遺棄しないように、普及啓発に取り組むことが重要

- 5 展示動物の飼養及び保管に関する基準関係
- 6 犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領関係  
犬及びねこの引取りを、民間団体に丸投げすることは不適切  
連れてくる人、捨てた人の責任を問われるべきであるにもかかわらず、動物愛護管理センター等に批判が集中しがち  
動物愛護管理センター等における、アライグマ等の外来生物の処分の可能性についても検討すべき

保管動物を、動物愛護管理センター等から新しい飼い主に譲渡する際には、マイクロチップの埋込み等が措置されるようにすべき

#### 参考 <ヒアリングにおける関係団体意見等の概要>

動物愛護管理センター等より、新しい飼い主に保管動物を譲渡する際には、マイクロチップの埋込み等が措置されるようにすべき

保管期間については、地域性があることから全国一律に規定することは困難。各自治体の判断に任せるべき

犬及びねこ以外の負傷動物等の収容についても配慮されるようにすべき

保管動物の譲渡を推進するとともに、保管動物の数が多くなって収容しきれない場合には、NPOの協力を得ながら保管を進めることについても検討すべき

#### 7 その他（上記1～6関係）

基準等を決めるのは行政の役割だが、市民の力をどう取り込んでいくかの視点が大切

自治体の行政担当職員に対する研修を行うべき

愛護団体等に呼びかけて、譲渡動物に対するマイクロチップの埋込みを推進すべき

マイクロチップについては、獣医師等に対して、技術習得指導を行うべき

マイクロチップの推進を図るために、モデル事業等を行うべき

販売業者も、相談委員・相談コーナーを設ける等して教育的活動を行うようにすべき

#### 参考 <ヒアリングにおける関係団体意見等の概要>

マイクロチップの推進を図るために、モデル事業等を行うべき

マイクロチップについては、獣医師等に対して、技術習得指導を行うべき

捕獲した野生動物を販売する業者が、動物取扱業規制の対象になりうることを明らかにすべき